

# Homamar

# 向日葵

令和4年  
第282号

公益社団法人  
東村山法人会  
会報誌

公益社団法人 東村山法人会 [www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp](http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp)



【長野県】満開のひまわり畑と青空

## 主な内容

- |  |     |  |    |
|--|-----|--|----|
| ちょっと知りたい税理士column……………   | 2-3 | 【ご案内】法人会セミナー／TAC消費税インボイス制度／TAC年末調整・法定調書講座／無料インターネットセミナー… | 11 |
| 着任のごあいさつ／  |     | 【実施報告】税制等セミナー／女性部会研修会…                                   | 12 |
| 東村山税務署法人課税部門幹部職員等名簿…   | 4-5 | 会社紹介……………  | 13 |
| 本部研修会実施報告／わんぱく相撲協賛実施報告／  |     | 地球温暖化防止への法人会の取り組みについて／                                   |    |
| 青年部会主催経営講演会中止のお知らせ……………  | 6   | 生活習慣病健診実施報告等……………  | 14 |
| わかりやすい事業承継／  |     | 人人……………  | 15 |
| 立川都税事務所からのお知らせ……………  | 7   | 法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／                                      |    |
| 社労士コラム……………  | 8   | 会統一会員増強デー／国内研修のご案内……                                     | 16 |
| 地域の名所／地域のイベント情報……………   | 9   | 通常総会実施報告／令和3年度法人会活動功労者等…                                 | 17 |
| 【ご案内】e-Tax・elTAX講習会／決算書・法人税申告書作成講座／インボイス制度登録推進・改正電子帳簿保存対応動画紹介／事業承継個別相談会… | 10  | 法人会アンケート調査システム紹介……………                                    | 18 |
|  |     | 法人会行事のご案内／東村山第2支部親睦会実施報告…                                | 19 |
|  |     | レシピ……………   | 20 |

私は(架空の)社長だ。日々忙しい。若くして独立して今年で20年目だ。

専門性の高い商品の卸売をやっている。従業員は10人ほど。年商は5億円あるが粗利は薄い。貧乏暇なしだ。消費税も結構納めている。(税理士が言うには原則課税だと)



ところで当社も法人クレジットカードを何枚か持っている。利用金額は全部合わせて月200万円は超える。

15年前、私が一人でキャバクラに行ったところ、支払にうっかり法人のクレジットカードを使ってしまった。

私の会社で経理をやっている妻に、毎月の請求明細書から簡単にばれて、以来業務以外の支払はしていない。(と思う)

それとは別に、この5、6年顧問税理士がこのカード取引にやたらうるさくなんやら指導してくる。

俺の社用車である軽油で走るBMW X3の燃料代利用明細を捨てずにきちんと保存してくれとうるさい。

ちゃんと法人カード払いしているのだからそこで見ろと言うが、軽油なんか税を分けるとかなんとか訳わからん。

時期になると優良な取引先のお中元等は社長の俺が品を選びに行く。高級タオル、国産牛肉の詰め合わせ、えびすビール、ビール券などだ。利用明細を見ると軽減税率とか非課税とか書いてあって何段にも分かれて記載されている。これもカード払いだ。

おっと消費税率等が各々異なるから税理士から利用明細を捨てないでほしいと言われていたな。

俺は毎月の請求明細書があるからそれでいいだろと言うとすぐさま税理士はこう言う。

クレジットカード会社が交付する毎月の請求明細書は、取引相手である店舗等が交付したものでないため、**クレジットカード会社の毎月の請求明細書を保存するだけでは消費税の仕入税額控除を適用できない**と。

クレジットカードの毎月の請求明細書には消費税の課税、非課税、税率区分が記載されていないそうだ。

クレジットカード業界の言い分では課税区分等を載せることも、さらに来年の10月から始まるインボイス制度のインボイス発行者か否かを記載することも困難だという。

という事は、クレジットカードを使用したら、店舗等から受け取った紙の領収書等(利用明細)を見て、いちいちインボイス番号があるかどうかで消費税の仕入税額控除の可否が決まるということか。面倒だ。



経理をやっている妻の機嫌がますます悪くなるな。

カード払いの3万円未満の紙の領収書等は紛失しても、一定の事項を記載した帳簿保存があれば、仕入税額控除が可能じゃなかったのか？

10年前の税務調査ではクレジットカード

# 毎月の請求明細書について考える

税理士 下田 壮一



ドを使った領収書が数十枚を紛失して焦った。が、全て3万円未満だったので救済された。

なに？その根拠となる消費税法施行令49条1項は来年9月末で廃止だと？

だからクレジットカード会社から受け取る毎月の請求明細書に領収書等を全て日付順にホチキス止めしろ？（これは税理士の希望とか）

それはそうと、クレジットカードを使ってWEB上で買い物をしたとき、領収書等は無いと思うが？

え？ある？なるほどWEB上のその注文履歴の箇所に領収書の発行ボタンがあるのか。

え？来年10月からはその領収書等に係わる電子データ（又は電子データを出力した書面）の保存までが仕入税額控除の要件になる？

まずい！わんちゃんの餌を購入していたことがばれてしまうのではないかと！汗



俺の心配事はまだある。

取引先と一杯飲む店は決まっている。「小料理屋小夜子」毎月2回は通っている。経理をやっている妻は黙認している。ママは美人だが別になにかある訳ではない。

「小料理屋小夜子」は5人も入れれば満員となるよう店でどう見ても消費税の課税事業者とは思えない。この先インボイスの登録をすとも思えない。とすると、来年の10月以降は仕入税額控除が出来ないのか？

妻にインボイスの発行をできる店で飲みなさいよとイヤミを言われるのでないかと

今から憂鬱だ。

税理士に聞いてみた。すると、

来年10月から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおり。

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで  
仕入税額相当額の80%

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで  
仕入税額相当額の50%

よかった。それなら毎月カード払いでも妻にイヤミを言われることはない…、かな。消費税の悩みはつきない。

## Profile 下田 壮一

小平市小川駅西口そばで  
税理士事務所経営

平成12年税理士試験合格  
同16年1月独立。30歳まで  
信金職員。57歳。

小平市等で税務相談年間  
10日以上、法人会の決算法人説明会等で  
毎年、講師を務める。

経営革新等支援機関(同31年更新)、支援  
金等事前確認機関登録。



### ■事務所所在地

小平市小川西町4-17-21 下田ビル5階

■TEL 042-341-1964

■E-mail souiti@msi.biglobe.ne.jp

# 着任のごあいさつ

東村山税務署長 みしま 三島 としひこ 敏彦



公益社団法人東村山法人会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の人事異動により東村山税務署長を拝命し、東京国税局調査第四部から転任してまいりました三島でございます。前任の丸山同様、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、例年各種研修会やセミナーの開催をはじめ、児童を対象とした多摩六都科学館での租税科学教室の開催、管内の小学校で行われる租税教室への講師派遣のほか、各市で行われる市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、女子プロレス団体と共催した租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクールなど、地域企業・地域社会の健全な発展と納税道義の高揚に寄与する活動や取組を幅広く活発に展開されています。

しかし、新型コロナウイルス感染防止の観点から、近年中止となっている行事があると伺っております。新型コロナウイルス感染症との長い闘いを終え、各行事が例年どおり開催できることを切に願っております。

これまで皆様が行われてきましたこれらの活動や取組は、税務行政の円滑な運営のために欠くことのできない、大きな役割を果たすものと認識しております。こうした皆様の活動や取組に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

来年7月に創立50周年を迎えられる貴会におかれましては、今後とも、会活動のより一層の活性化を図り、税務行政の良き理解者としてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、適格請求書の保存が仕入税額控除の要件とされる消費税の適格請求書保存方式は、令和5年10月1日から導入されます。適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができる事業者となるためには、事前に税務署に登録していただく必要があります。その登録申請期限は令和5年3月31日となっております。

私どもといたしましては、事業者の皆様には制度の内容を十分ご理解いただき、ご自身の事業実態に合わせて、登録を受けるかどうかのご検討やご準備を円滑に進めていただけるよう、関係省庁や各団体の皆様との緊密な連携を図りながら、引き続き、周知・広報等に取り組んでまいります。

皆様には、制度の周知・広報にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人東村山法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 本部研修会 実施報告



令和4年6月2日(木)第10回通常総会終了後、パレスホテル立川において本部研修会が開催されました。講師に野球評論家の落合 博満氏をお招きし、「『オレ流野球の真実』～常勝チームの作り方、本物のリーダーとは～」と題して、現役引退後に中日ドラゴンズ監督として球団史上初の2年連続リーグ優勝を果たし、「常勝チーム」を作り上げた貴重な体験談をお話いただきました。なお、今年度も本研修会は新型コロナウイルス感染症を考慮し、三密防止と手洗い・消毒を徹底したうえで行いました。



「真実  
の作り方 本物のリーダーとは」  
講師 野球評論家 落合 博満氏

落合 博満氏



研修状況

## わんぱく相撲協賛 実施報告

令和4年5月15日(日)、東村山市八坂神社及び西東京市田無小学校に於いて各市JCが主催するわんぱく相撲が2年振りに開催されました。

法人会の地域スポーツ支援事業として、わんぱく相撲を共催し、参加した子供さんに法人会キャラクター「けんた」くんの消しゴムやシャープペン、税に関する小冊子をプレゼントしました。

(組織・厚生委員会)



5月15日(日) わんぱく相撲 東村山場所(八坂神社境内)



5月15日(日) わんぱく相撲 西東京場所(田無小学校)

## 青年部会主催経営講演会 中止のお知らせ

会報誌第281号(6月20日発行号)においてご案内致しました、7月26日(火)開催の「青年部会主催経営講演会」は、講師の上出遼平氏の急な体調不良のため開催を中止させていただきました。取り急ぎ事前申込者と会員の皆様には講演会中止のご連絡をさせていただきましたが、参加を楽しみにしていた皆様には、大変申し訳ございませんでした。

引き続き、安心、安全な講演会等の実施に努めてまいります。(青年部会)

# 第9回

# わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲 寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

さて今回は、事業承継税制を適用した上で後継者への贈与を実行する前に必要な「代表の交代(先代から後継者へ代表者が変更となること)」について、会社法上の手続きを確認しました。

今回は事業承継税制を適用するための「要件」について確認してみたいと思います。

まず、この要件についてですが、事業承継税制では大きく分けて3つあります。1つ目が「先代要件」、2つ目が「後継者要件」、3つ目が「会社要件」です。これらが全て満たされた場合、本来贈与や相続で発生する「贈与税」「相続税」が猶予(一定の場合免除)されます。

最初に贈与の場合の「先代要件」からみてみましょう。要件は僅か3つです。

- 1.先代経営者が代表者であったこと
- 2.先代経営者は贈与の時に、会社の代表権を保有していないこと
- 3.贈与直前において、先代経営者及び同族関係者と合わせて自社の総株主等議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主であること(後継者を除く)

1については、先代が過去に代表権を有していたことが要件となります。「であったこと」とありますので、例えば、先代が代表でなくなった時が、贈与から遡って相当な年月が経過していたとしても、過去に代表でさえあれば要件を満たすことになります。

次に2です。こちらは、先代から後継者に株を贈与する際に、先代は会社の代表権も持っていないことが必要です(但し、代表権さえなければ、仮に役員として残っていても問題はない)。順番にしてみると「代表権の交代→株の贈与→都道府県への申請→税務署手続き」となります。この順番を間違えると納税猶予が適用出来なくな

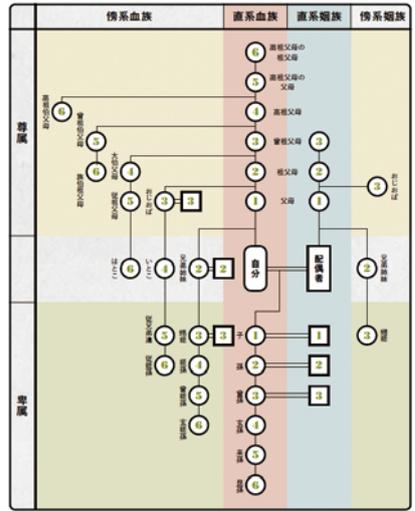
りますので、先代がまだ代表権を持っている場合には、贈与前に必ず代表の退任手続きを取っていただき、その旨を登記してください。

最後に3ですが、これは、会社で保有している全議決権株式(会社に口出し出来る権利を持つ株のこと)のうち、先代経営者と当該経営者からみて6親等以内の血族、3親等以内の親族を足して過半数を保持しており、かつ、その親族内で先代か後継者が一番株を持っていれば要件を満たすということになります。

ちなみに、相続の場合は下記2つが要件となります。

- 1.被相続人は代表者であったこと(相続開始直前に代表者でなくとも、いずれかの時に会社の代表者であったこと)
- 2.相続開始直前と代表者であった当時のいずれかの時点において、被相続人及び同族関係者と合わせて会社の総株主等議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者(後継者を除く)の中で筆頭株主であったもの

要件の内容については、贈与の場合とほとんど変わりません。次回に、「後継者要件」についてみていきたいと思います。



(親等に関する図は左記参照: 出典 幻冬舎ゴールドオンライン)

## プロフィール

執筆: 中小企業診断士 **上甲 寛**

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チームリーダーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



## 事務所

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)  
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階  
TEL▶03-5227-3601/FAX▶03-5227-3604  
E-mail▶joko@kokudokouei.co.jp  
http://www.kokudokouei.co.jp/

# 立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ - にせ都税職員にご注意ください!

都税事務所の職員を装って、個人情報などを不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班(03-5388-2925)までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。



## 手口

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

## 事例1

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

## 事例2

- ・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

## 事例3

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して**“非通知”**で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません**。非通知で電話をかけてきたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

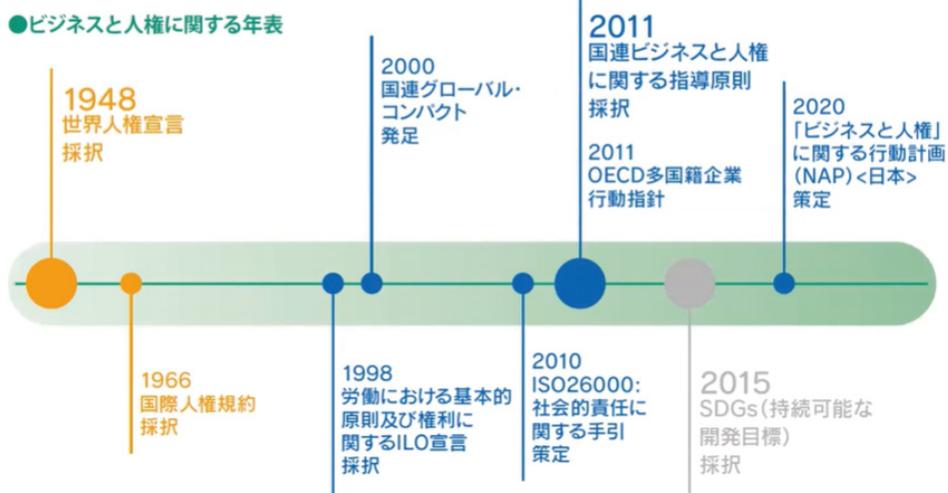


# パワハラ防止法適用から、さらにビジネスと人権が避けられない経営課題に!



① 4月1日のパワハラ防止法が中小企業でも適用されましたが、依然、大手ファミレスや大手新聞社の販売店等で殆ど暴行事件そのものというケースが報道されております。

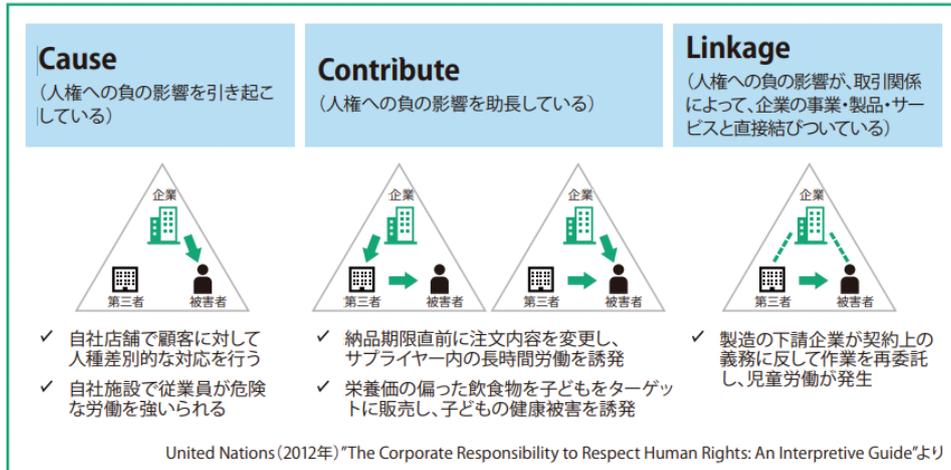
② ところで、世界的に「企業のビジネスと人権への対応」が厳しく問われ始めており、右記の年表をご参照頂きますと企業の死活に匹敵する経営課題になりつつあります。



(出典 ビジネスと人権への対応 概要版 法務省人権擁護局)

③ 主に、経産省、法務省、中小企業庁、JETRO等が個別にまたは連携して様々な具体的対応に関する資料のリリースやセミナーを実施しております。そのうえで、まさに、右図のようなリスクを把握し、予防し、軽減することが強く求められております。

## ●企業が人権への影響を配慮すべき状況



ハラスメント防止措置の義務化対応含め、まだ未対応の会社は、お気軽に法人会事務局へご相談下さいますようお願い申し上げます。

## 筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

2022年8月1日現在



石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)  
 オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム=NCVJ) 主宰  
 一般社団法人ウェルフルジャパン (WFJ) 会員

- 略歴
- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
  - 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
  - 保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
  - 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得
  - 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

- 事務所
- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
  - TEL 090-1738-7991
  - e-FAX 050-3133-0539
  - e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
  - HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

# 地域の名所

## 野火止用水と野火止通り

野火止用水路（伊豆殿堀）は立川市の玉川上水を起点として小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市など9市を經由して志木市の新河岸川まで全長24キロに及ぶ340年前に開削された人工の農業用水路です。

東村山市では小平市との市境の九道の辻付近から一部暗渠になりますが市境の青葉町にかけて用水に沿った野火止通りからそのせせらぎを楽しむことができます。

新青梅街道を渡り恩多町に入ったあたりの清流には驚くほど大きな鯉がたくさん泳ぎ通る人々の目を楽しませてくれます。

また、その先は稲荷神社、恩多野火止水車苑と続き古き武蔵野の風情を感じることができます。

近年は近隣の開発も進んでおりますが緑深いこの佇まいは後世まで残したい貴重な遺産として近隣各市が保存に取り組んでいることは大切なことです。



九道の辻



恩多町付近



恩多町の鯉



水車苑



野火止橋

西東京市

### 地域のイベント情報

清瀬市

大ヒット!?

#### 西東京しゃきしゃき体操 推進リーダー養成講座(全11回)

早稲田大学スポーツ科学学術院と一緒に作成した、西東京市オリジナルの「西東京しゃきしゃき体操」の普及を目的とした推進リーダーを募集します。

ご自身の健康維持と多くの方の健康に貢献してみませんか。

- ❖ 日時：9月12日～12月5日の  
毎週(月)午後1時30分～3時30分  
※11月28日は午前開催
- ❖ 場所：防災・保谷保健福祉総合センター3階
- ❖ 内容：体操習得・体操を教える技術・健康講義
- ❖ 対象：西東京市在住・在勤のおおむね65歳までで、運動することに支障がない方
- ❖ 定員：15人 ※申込多数は抽選
- ❖ 申込：8月26日(金)までに、電話・メールで、件名「上記講座名」・住所・氏名・生年月日(年齢)・電話番号を下記へ
- ❖ 問合せ先：健康課 ☎042-438-4037  
✉ seijin-hoken@city.nishitokyo.lg.jp

#### 映画「電車を止めるな!」が清瀬に来る!

本年は鉄道開業150周年、西武鉄道創立110周年の年です。清瀬市には、令和6年6月に開設100周年を迎える清瀬駅があり、清瀬のまちは鉄道とともに発展してきました。そこで、清瀬市と同様に財政状況が厳しく、経営難から電車が止まるかもしれない銚子電鉄が制作した超C級映画「電車を止めるな!」(上映時間84分)の上映会を開催し、鉄道の存続を応援します。ぜひご来場ください。

- ❖ 日時・場所：8月28日(日)午前10時～、午後2時～=ころぼっくるホール、8月19日(金)・20日(土)・21日(日)午前10時～、午後2時～=清瀬市郷土博物館
- ❖ 定員：ころぼっくるホール=各200人、清瀬市郷土博物館=各30人
- ❖ 費用：おとな(高校生以上)2,000円、中学生1,200円、小学生1,000円  
※銚子電鉄一日乗車券とおみやげ付きです。
- ❖ チケットの購入：銚子電鉄予約システムより
- ❖ 備考：ころぼっくるホール会場は、銚子電鉄竹本社長のトークセッションと銚子電鉄・西武鉄道のグッズ販売があります
- ❖ 問合せ先：郷土博物館 ☎042-493-8585、シティプロモーション課プロモーション係 ☎042-497-1808

※会場へは公共交通機関でお越しください。  
※コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容を変更・中止する場合がございますのでご了承ください。



ころぼっくるホール用  
予約サイト



郷土博物館用  
予約サイト

ご案内

## e-Tax・eLTAX講習会のご案内

インターネットでらくらく申告！  
新型コロナにも安心！

- 実施日 令和4年9月27日(火) 13:30~16:00
- 会場 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 学習内容 第1部(e-Tax) ①関与税理士による「代理送信」とは  
②「ダイレクト納付」とは ③効果的な活用方法  
第2部(eLTAX) ①eLTAXの概要 ②eLTAXの利用届出手続き
- 定員 4名
- 申込 右記QRコードまたは、当会HPよりお申込みください。

無料!

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。



ご案内

## 決算書・法人税申告書作成講座(全10回)

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

- 実施日 令和4年10月3日、13日(木)、17日、24日、31日、  
11月7日、14日、21日、28日、12月5日  
毎週月曜日13時30分~16時(全10回) ※ただし、10月13日(木)
- 学習内容 ●決算調整の流れ●申告書を作成するための基礎知識●別表の作成●法人税の申告書作成  
簿記3級程度の基礎知識がある方へご受講をお勧めします。  
前半4回を決算書について、後半6回を法人税申告書作成について学習します。  
必要な項目のみ学習することもできます。
- 会場 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 講師 東京税理士会東村山支部 税理士 篠原 幸彦 氏
- 定員 20名(定員になり次第締切)
- 受講料 正会員2,500円 賛助会員3,000円 一般5,000円
- 使用テキスト 全国法人会総連合「会社の決算・申告の実務」  
清文社「基礎の基礎1日でマスター法人税申告書の作成」
- 申込 右記QRコードまたは、当会HPよりお申込みください。



ご案内

## インボイス制度登録推進・改正電子帳簿保存法対応動画紹介

視聴無料!

適格請求書発行事業者登録の期限は令和5年3月31日までとなっておりますが、期限終了間際に申請が集中すると円滑な登録番号の発行に支障をきたす恐れがあるため、東法連で早期登録をお願いする動画を作成いたしました。

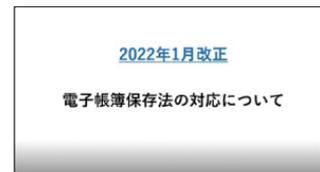
あわせて令和5年12月末までに対応が必要となる電子帳簿保存法対応の動画も作成いたしましたので、自社の制度対応への参考としていただければ幸いです。

視聴は右記QRコードより東京法人会連合会HPにアクセスの上、お願いします。

※ID・パスワードが不明な場合、東村山法人会事務局(042-394-7654)まで問い合わせください。



東京国税局協力・インボイス登録推進動画  
視聴時間5分



2022年1月改正  
電子帳簿保存法の対応について  
視聴時間5分



ご案内

## 事業承継個別相談会のご案内

無料!

2018年から創設された「法人版事業承継税制」と翌2019年に創設された「個人版事業承継税制」が、多くの経営者から注目を浴び、事業承継全体が非常に注目されています。

そこで、東村山法人会では、今年も引き続きほぼ毎月一回のペースにて、事業承継について個別の相談会を実施しております。コロナ禍も勘案し、リモートも対応いたします。

こんなお悩みをお持ちの方は是非ご相談ください!

- ✓ コロナ禍で事業承継が不安だ
- ✓ 事業承継で具体的に何をしたら良いかわからない
- ✓ 自社株の贈与(相続)の仕方がわからない

《毎月第3水曜日》

- 相談時間 13時~16時のうち1時間(事前予約制)
- 場所 東村山法人会館
- 相談員 上甲 覚(株式会社国土工営 事業支援部 中小企業診断士)
- 相談料 無料
- 申込 右記QRコードまたは、当会HPよりお申込みください。



上記のセミナーのお問い合わせは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-4654



**参加費  
無料!!**

セミナー名	月日(曜日)	時間
決算法人説明会	令和4年 9月 6日(火)	13時~15時30分
税務教室「令和4年度税制改正の概要」	9月13日(火)	15時~16時
新設法人説明会	9月28日(水)	13時~15時45分
決算法人説明会	10月 4日(火)	13時~15時30分
税務教室「消費税のあらまし」	10月11日(火)	15時~16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。

決算法人説明会と新設法人説明会は  
事前申込をお電話で承ります。

▶▶ ☎042-394-7654

※新型コロナウイルスの影響等で開催を取り止めることがあります。細部は事務局へお問い合わせ下さい。

**ご案内**

## TAC消費税インボイス制度のご案内

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

当講座は、消費税の知識が全くない方を対象に、「納税義務者とは?」「納税義務の免除とは?」「申告書の提出義務はある?ない?」といった基礎からしっかりと確認し、その後、「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」について解説を行います。

- 視聴期間 10月6日(木)~10月19日(水) 2週間 オンライン講義 講義時間:約6時間  
期間中24時間、いつでも、どこでも、何回でも視聴可能!
- 対象者 ▶消費税についてゼロから知りたい(消費税免税事業者の方など)  
▶「インボイス制度の概要」や「自社に与える影響」について知りたい
- 講師 五島 秀明 氏 税理士(東京税理士会 所属)
- 受講料(教材費・税込) 会員:4,400円 / 非会員:5,500円



消費税インボイス制度  
申込QR

**ご案内**

## TAC年末調整・法定調書講座のご案内

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

年末調整の実務をはじめて担当される方から経験者を対象に、手続きの流れを理解し、実際の書面の書き方を学習する講座です。今年は改正点が多く、新しい書式も追加されるので、実務を経験された方でも、知識の整理やブラッシュアップにお勧めです。(教材は『資格の学校TAC』が開発したこの講座専用(非売品)のテキスト、トレーニングシートを使用します。)

- 視聴期間 10月27日(木)~11月9日(水) 2週間 オンライン講義
- 対象者 はじめて年末調整実務を担当する方/本年度の改正内容を確認したい方
- 講師 信澤 奈津美 氏 税理士
- 受講料(教材費・税込) 会員:3,740円 / 非会員:4,840円



年末調整・法定調書講座  
申込QR

上記のTAC講座の詳細は同封のチラシをご覧ください

**ご案内**

## 東村山法人会より 無料インターネットセミナーのご案内

**無料**

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、  
全コンテンツ約600本のセミナーが  
ご覧いただけます。

ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。  
☎ 042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講師	分数
人材育成 研修	良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え(前編)	外川 智恵	35分
一般 経営	世界のビジネスエリートが知っている 教養としての茶道	竹田 理絵	33分
労務	中小企業でもできる多様な価値観に対応した 「新しい働き方・休み方」の推進	増田 豊	40分
健康	和食伝承師®から見た 「食と健康」(1)「家庭料理」の話	上神田 梅雄	26分

## 税務教室



6月14日(火) 東村山法人会館において、東村山税務署芦村法人審理担当官を講師にお迎えし、税務教室「減価償却の計算方法」を開催しました。受講者からは、講師の説明が丁寧で分かり易く、決算書作成に役に立つと大変好評でした。次回は、8月16日(火)に寄付金と交際費の取扱い、9月13日(火) 令和4年度税制改正の概要についての教室を開催します。詳しくは事務局までお願いします。



お申込QR

## 決算法人説明会



7月5日(火) 東村山法人会館において、牧野友彦税理士及び税務署芦村法人審理担当官を講師にお迎えし、6月に決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して、説明会を行いました。全法連発行の「わかりやすい！会社の決算・申告の実務」(令和4年度版)に基づき講義をいただくとともに、今年度の税制改正等について説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官による個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



次回9%以降

## インボイス制度説明会



7月20日(水) 東村山法人会館において、東村山税務署川口法人審理担当上席を講師にお迎えし、インボイス制度説明会を開催しました。令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)適格請求書発行事業者となるための登録申請手続等について、丁寧にご説明をいただきました。引き続き、月1回のペースで開催します。詳しくは事務局までお尋ね下さい。



お申込は東村山税務署へご連絡下さい。

## 『セダム(多肉植物)の寄せ植え』

～女性部会～

女性部会主催第2回研修会が7月7日(木)に法人会館にて開催され、部会員20名、一般の方1名の計21名の方にご参加いただきました。

今回は、(株)東京有機の杉田佳子先生にお越しいたいただき、セダム(多肉植物)の寄せ植えを楽しみました。

優しく、丁寧に説明していただき、和気あいあいと研修会は進んでいきました。最後に、水やり、肥料の与え方のコツも教えていただき、とても有意義な研修会でした。



杉田佳子先生



寄せ植え作品

# 会社紹介



Company introduction

## “あなたのハウジングパートナー” 有限会社 常岡不動産

- ▶ 代表取締役 常岡 勇人
- ▶ 所在地 清瀬市上清戸1丁目3番9号  
西武池袋線／清瀬駅 北口 徒歩4分
- ▶ TEL : 042(491)4868 ▶ 清瀬支部会員



(HP)



### ■ 会社概要

弊社は昭和48年に父が、個人事業主として「常岡不動産」を開業し、数社の中堅不動産会社を経て、平成6年に父の会社に入社し、平成16年に法人として私が代表取締役として現在に至っております。父の会社と併せ来年で創業50年を迎えることとなります。

### ■ 社是

父も母もこの地域の農家として生まれたこともあり、清瀬市を中心に地域密着として不動産売買から賃貸管理と幅広く不動産関連業務を行っております。

相談しやすい会社を目指し、あなたのハウジングパートナーとして日々不動産業務に勤しんでおります。

### ■ 今後の抱負

コロナ禍によりこのエリアも都心より1時間以内のアクセスにより、都内から多くの方

〈社 屋〉



▲代表取締役 常岡勇人

が住み替えされてこられ、弊社も少しでも地域の発展と活性化にお手伝い出来る様努力して参ります。

弊社は不動産業にとって一番大事なのはやはり人と人と



の繋がリと思ひ、日々努力し大手・中小不動産会社等とは違い、ずっと担当者が変わらない、ずき間不動産としてやっていく所存です。

# 地球温暖化防止への法人会の取り組みについて

法人会は中小企業による「地球温暖化対策報告書」提出促進に協力しています。

東京法人会連合会は東京都が平成22年度より開始しました地球温暖化対策報告書制度の推進に協力しており、東村山法人会としても、令和3年度は59社にご協力を頂きました。

※事業所エネルギー使用量や省エネ対策を把握して、年1回、東京都に報告する仕組みです。

【対象】所有または使用している都内の事業所(オフィス・工場・店舗など)が対象です。

## 「地球温暖化対策報告書」に取り組む主なメリット

- 1 電機や水道等の使用料を把握する習慣がつき、光熱水費の削減につながります。
- 2 地球温暖化対策に取り組む事業者として東京都HPに掲載されます。
- 3 省エネ機器導入費用に応じた事業税の減免制度など各種支援制度への申込が可能になります。

また、中小企業者向け省エネ促進税制を利用する際は、提出が必要になります。

設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免します。

- ・減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします。
- ・減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。)は、翌事業年度等の事業税額から減免できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください。☎042-394-7654  
法人会事務局にお尋ねください。

なお、東村山法人会HPトップページ「地球温暖化対策報告書制度」よりアクセスして報告書の提出手続きが可能です。またはQRコードよりアクセスしてください。

【問合せ】東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



## 報告 生活習慣病健診報告

7月上旬から8月上旬にかけて令和4年度1回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(ハミングホール、東久留米スポーツセンター、こもれびホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの健診です。また、新型コロナウイルス抗体検査が追加され、過去の感染の有無が分かるようになりました。経営者や従業員とそのご家族のために定期的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診できます。細部は下段をご確認ください。

なお、次回は2月に予定しています。是非、ご利用下さい。



東久留米スポーツセンター

ひとひと

西東京第1支部  
青年部会幹事  
株式会社下平工房  
代表取締役



しもだいら しょうご  
下平 翔吾 さん



の仕事をする事を目指しており、心がけていることは挨拶と笑顔、誠実である事。

将来の目標は人を増やしてチームを作り、多くの仕事を手掛けるようになりたいと熱く語っていました。

趣味は楽しくお酒を飲むこと、スキー。ゴルフも言っていました。趣味と言えるほど積極的になつてはいないと笑って答えてくれました。

インタビュー中にも見える、非常に誠実な人柄と笑顔が印象的な下平さんは、東村山法人会青年部西東京行政区幹事としても活躍され、2023年度は西東京青年会議所理事長に就任されるそうです。地元や法人会と様々なフィールドで更なる活躍が期待される注目の若手企業人です。

取材 広報委員 塩月哲朗

昭和59年10月12日、東京都田無市、現在の西東京市生まれ。生まれも育ちも田無っ子として地元で活躍する若き経営者。仕事は土地家屋調査士で、大手不動産会社から個人まで幅広く土地や家屋に関する仕事を受注しているバリバリの仕事人。

高校を卒業後、建築と土木関係のプロフェッショナルとなる事を目指し、武蔵工業大学（現 東京都立大学）土木工学科へ進学、卒業後は荻窪にある測量会社へ就職し3年後、更なる資格を得るため八王子に

ある土地家屋調査士会社へ転職、着々と自身のスキルアップに努めてきました。後に自身の実家である下平工房へ戻り、会社の更なる飛躍を目指して活躍されています。

株式会社 下平工房は祖父の代に創業、着物の染色が主な事業でしたが、お父さんの時代に建築と土地家屋調査士の仕事へ転換、現在は土地家屋調査や測量が主体事業となっています。

仕事に対しては、常に依頼者の期待以上

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。  
人脈をより広げられるか。

## その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- 著名な講師の講演を聴きたい!
- 地域社会に貢献したい!
- 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

### 法人会へのご入会をお勧めします。



### 新入会員紹介コーナー

買取り専門店「おたからや久米川南口駅前店」を運営しております。人と人のつながりを大切に、地域に密着して、皆様に気軽に声をかけていただけ

るお店づくりを心がけています。金、貴金属アクセサリ、時計、ブランド、切手、大判小判、古銭、貨幣セット等多種多品目の買取をいたしております。多数の取り扱い項目・高額商品の取引実績・即査定・即現金をお支払いいたします!お客様にご納得いただける査定を心がけております。

ぜひ皆様のご不要になりました「おたから」をお持ちください。

- 法人名 コア・ステージ株式会社
- 代表者 尾崎 亮
- 住 所 東村山市栄町2-20-5
- TEL 042-508-3057
- 支 部 東村山第6支部(正会員)
- HP

<http://kumegawaminami.originality-otakaraya.net/>



イベント人員等の人材請負業として昨年5月に創業。オリンピックスタッフやコロナ陽性者施設(東京都様からの運営依頼)、コールセンター、倉庫梱包・ホテルの清掃業務、ティッシュ配りやプール監視員等、多種。一日150人稼働の多数の派遣も、すぐに対応できることが強みです!

また、最短2時間で派遣可能な待機人員の確保や、前日→起床→出発確認の勤怠管理システムも徹底しているため、急な欠員や増枠依頼にも対応でき多数の業界のお客様に喜んでいただいております。大人数なのに早くて安心なワライフをよろしく願いいたします。



- 法人名 株式会社ワライフ
- 代表者 江川 隆紘
- 住 所 東久留米市東本町6-11 サニーパレスくるめ202
- TEL 042-445-6865
- FAX 042-445-6865
- 支 部 東久留米第1支部(正会員)
- HP <https://kabu-wa-life.com/>



### 新入会員紹介

自令和4年5月1日~至令和4年6月30日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業 種	電話番号
東村山第3支部	東村山市多摩湖町2-10-28	折笠歯科医院	折笠 広樹	歯 科	042-391-6611
東村山第6支部	東村山市栄町1-33-56	eオフィス牧野	牧野 義之	インターネット通販	090-8048-6266
小平第1支部	小平市御幸町6-3-307		石津 遥香	小平市議会議員	080-5030-1779

## 10月20日(木)は東村山法人会の会統一会員増強デーです!

会統一会員増強期間▶10月20日(木)~11月19日(金)

会の組織基盤の強化・充実の為に、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(今年も新型コロナウイルス感染拡大状況等を踏まえて、無理のない範囲での活動をお願いします!)

福利厚生制度創設50周年キャンペーンについて

各社ごとの令和4年度新規企業獲得目標(単位:社)

	合 計	大型保障 (大同生命)	ビジネスガード (AIG損害保険)	がん・医療 (アフラック)
東村山	59	16	31	12
東法連	2,622	611	1,527	484

なお、東村山法人会員の皆様には新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

### ご案内 国内研修のご案内

- 日 程 10月6日(木)~8日(土)2泊3日
- 募集人員 20名(定員になり次第、締切とさせていただきます)
- 研修先 1日目:青葉城址公園・松島海岸・瑞巖寺・ホテル松島大観荘(宿泊)  
2日目:石渡商店(フカヒレ工場)・東日本大震災伝承館・奇跡の一本松・南三陸鉄道(乗車)・とこの物語の館・花巻温泉郷山の神温泉優香苑(宿泊)  
3日目:狢鼻溪舟下り・世嬉の一酒造
- 問合せ先 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※詳細は同封のチラシをご覧ください。(研修先は天候等により変更になる場合があります)

# 第10回 通常総会 実施報告

公益社団法人東村山法人会の第10回通常総会が令和4年6月2日(木)、パレスホテル立川において関係団体のご来賓のご参加を得て開催されました。

青年部会師岡副会長司会の下、細山副会長による開会の辞に続いて昨年度の物故会員に対する黙とうが行われました。その後、村野会長が挨拶され「昭和48年に発足した当会は、令和5年度・来年度に創立50周年を迎えます。先輩各位のご尽力によりこれまで、会員企業や地元へ貢献できる活動を行ってまいりました。現在は、公益社団法人として、税に関する活動を主体に事業を行っておりますが、半世紀にわたり地元で活動できたこと、会に携わっていただいた方々への感謝の気持ちを表すとともに、これからも地域社会に貢献できる団体として、各種記念事業を準備中あり、引き続き、皆様のご協力をお願いします。」と述べられた後、村野会長が議長となり、下記の議案が承認されました。

その後、来賓を代表して丸山東村山税務署長と清水立川都税事務所長、渋谷清瀬市長にご祝辞を頂いただき、鎌田副会長の閉会の辞で総会を終了致しました。

## 第10回通常総会決議のご通知

第10回通常総会において、下記の通り議案が報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

- |                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| <b>報<br/>告<br/>事<br/>項</b> | (1) 令和3年度事業報告(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) |
|                            | (2) 令和4年度事業計画(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) |
|                            | (3) 令和4年度収支予算(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) |
| <b>決<br/>議<br/>事<br/>項</b> | 令和3年度決算承認の件(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)   |
|                            | 本件は、原案通り可決承認されました。                   |



村野会長



丸山東村山税務署長



清水立川都税事務所長



渋谷清瀬市長



総会会場

## 令和3年度 法人会活動功労者等

令和3年度に功績のあった支部、会員への表彰状を例年、通常総会の場において表彰式を開催し、以下の方々が受表彰されました。なお、受表彰の方々には、賞状と副賞を郵送させていただきました。(支部順・敬称略)

### ★会員増強功労(努力)表彰

- 目標達成率上位支部 東村山第3支部 西東京第3支部 東久留米第1支部
- 個人努力賞 最優秀賞(西東京第3支部)鎌田忠詞  
優 秀 賞(東村山第3支部)柳澤一夫  
(東久留米第1支部)荻野 進

### ★本部委員会活動功労者表彰

**総務** (東村山第1支部) 本間亜由武 (東村山第6支部) 櫻井 武  
(小平第3支部) 加藤 健 (東久留米第1支部) 川嶋 寛  
(東久留米第2支部) 大澤 進 (東久留米第3支部) 篠澤史郎

**組織・厚生** (東村山第1支部) 中澤徳子 (東村山第6支部) 三馬教子  
(小平第4支部) 伊藤連邦 (西東京第2支部) 小堀好美  
(東久留米第4支部) 笠原昭久 (清 瀬 支 部) 皆川孝広

**税制・社会** (東村山第3支部) 齋藤純也 (小平第2支部) 林 研志  
(小平第3支部) 鈴木信恵 (西東京第1支部) 犬竹政雄  
(東久留米第1支部) 野島武夫 (東久留米第2支部) 吉田 茂  
(東久留米第3支部) 田中信行 (東久留米第4支部) 野崎悦子  
(清 瀬 支 部) 田中俊彦 (女 性 部 会) 三馬教子  
(女 性 部 会) 塩月シナエ

**広報** (西東京第1支部) 塩月哲朗 (西東京第4支部) 高石英一  
(東久留米第1支部) 野島貞夫 (東久留米第3支部) 薄井信一

**事業研修** (東村山第1支部) 町田一成 (東村山第6支部) 下澤由起夫  
(小平第2支部) 早坂直美 (西東京第2支部) 山田 章  
(東久留米第3支部) 南端常雄 (清 瀬 支 部) 松村重樹

### ★支部活動功労者表彰

- |             |             |               |
|-------------|-------------|---------------|
| <b>東村山</b>  | (第1支部) 町田一成 | (第4支部) 肥沼義則   |
|             | (第3支部) 柳澤一夫 | (第6支部) 佐々木原幸一 |
| <b>小平</b>   | (第1支部) 宮崎 進 | (第3支部) 古泉嘉嗣   |
|             | (第2支部) 長谷公人 | (第4支部) 伊藤連邦   |
| <b>西東京</b>  | (第1支部) 関口豊一 | (第4支部) 都築貞夫   |
|             | (第2支部) 松本雅継 |               |
| <b>東久留米</b> | (第1支部) 野島貞夫 | (第3支部) 南端常雄   |
|             | (第2支部) 大澤 進 | (第4支部) 大木達也   |
| <b>清瀬</b>   | (清瀬支部) 小林雄治 | (清瀬支部) 渋谷信之   |

### ★部会活動功労者表彰

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| <b>青年部会</b> | (東村山) 森津幸介  | (東久留米) 多功敬  |
|             | (小 平) 菅野豪彦  | (清 瀬) 粕谷衛   |
| <b>女性部会</b> | (西東京) 山田基樹  |             |
|             | (東村山) 松本あさ子 | (東久留米) 大島克江 |
|             | (小 平) 土屋巧子  | (清 瀬) 斉藤寛子  |
|             | (西東京) 松川紀代美 |             |

### ★福利厚生事業功績表彰

- 経営者大型保障制度推進優秀支部  
最優秀支部 清瀬支部  
優秀支部 西東京第3支部 東久留米第4支部
- がん保険加入優秀支部 東久留米第3支部

### ★保険会社推進員に対する感謝状

- (大同生命) 八鍬音羽 (ユーアイファミリー) 藤原玲子
- (大同生命) 大久保順子

法人会アンケート調査システム

新規登録

にご協力ください！

**法人会とは？** 私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。  
41都道府県に440の単体法人会が組織され、創設以来70年にわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和4年3月末現在、登録数9,511名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、今後の法人会事業の参考としています。  
また、調査結果は全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティの向上に役立っています。

登録がまだお済でない方は、

この機会にぜひご登録ください！



アンケート調査システムの活用状況は？

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、2～3か月に1回のペースで調査をしています。最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。外部機関や各地の法人会とタイアップした調査も実施しています。

どうして新規登録を増やす必要があるの？

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。

そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単体会で独自にアンケートを実施することも可能です。

外部機関や各地の法人会とタイアップして実施した主な調査

- 年末調整手続電子化に関するアンケート（国税庁・令和2年11月）
- 年末調整の方法等についてのアンケート（国税庁・令和4年1月）
- コロナ禍における企業経営への影響調査アンケート（東京法人会連合会・令和3年12月）
- 電子帳簿保存法に係るアンケート調査（埼玉県法人会連合会・令和4年1月）



法人会アンケート調査システム  
新規登録方法

まずは全法連ホームページにアクセス！

パソコンで登録

- ① 全国法人会総連合のホームページにアクセスする  
法人会
- ② トップページ右側、アンケート調査システムのバナーをクリックする  
経営者の声を反映する  
法人会アンケート調査システム

スマートフォンで登録

下記のQRコードを読み込みます



1

空メールを送信する



各種手続きの「新規登録」をクリックします。メールソフトが起動されますので、本文は何も入力せず、そのまま送信してください。

※「新規登録」をクリックしてもメール送信画面が表示されないときは、[ankt@req.jp](mailto:ankt@req.jp)宛に直接空メールを送信してください。

▲既に登録済みのアドレスは新規登録できません。



2

返信メールのURLに飛び、情報を入力



すぐに返信メールが届きますので、本文中のリンクをクリック、画面の指示に沿ってご自身の情報を入力します。

3

登録完了！

最後まで入力し、登録完了メールが届いたら登録完了です。

登録後は、アンケートご回答にご協力をお願いします

2～3か月に1回の頻度でアンケートを実施していますので、受信後はご回答をお願いします。



注意事項

- 登録資格は「会員企業に所属する方、または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できる限り組織上のアドレスでのご登録をお願いします。

お問い合わせ先



公益財団法人  
全国法人会総連合

アンケート調査システム係  
Mail : [mail@zenkokuhojinkai.or.jp](mailto:mail@zenkokuhojinkai.or.jp)  
Tel : 03-3357-6681

# 法人会行事のご案内

令和4年7月31日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
9/ 6(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	9/28(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館
//	18:00	青年部会第5回役員会	//	10/ 4(火)	13:00	決算法人説明会	//
9/ 7(水)	16:00	第3回広報委員会	//	10/ 6(木)		消費税インボイス制度~10/19(水)	オンライン
9/ 8(木)		簿記入門講座~9/21(水)	オンライン	//		国内研修~10/8(土)	東 北 地 方
//	16:00	第2回総務委員会	法 人 会 館	10/11(火)	15:00	第6回税務教室	法 人 会 館
9/ 9(金)	15:30	第3回組織・厚生委員会	//	10/12(水)	13:00	労務経営相談会	//
9/13(火)	15:00	第5回税務教室	//	10/13(木)		第38回法人会全国大会(千葉)	幕 張 メ ッ セ
9/14(水)	13:00	労務経営相談会	//	//	18:00	青年部会第6回役員会	法 人 会 館
9/15(木)	15:00	第2回理事会	//	10/18(火)	13:00	個別融資相談会	//
//	16:00	厚生連絡協議会	//	10/19(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//
9/20(火)	13:00	個別融資相談会	//	//	14:00	インボイス制度説明会	//
9/21(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	10/20(木)		会統一会員増強デー	
//	14:00	インボイス制度説明会	//	10/27(水)		年末調整・法定調書講座~11/9(水)	オンライン

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

## 報告

## 東村山第2支部

## 親睦会実施

東村山第2支部の日帰り研修を7月12日(火曜日)に行いました。場所は、巷で話題になっている、西武園遊園地です。年齢の高い方が多く、単独では中々行きづらいという話を聞き、法人会で設定すれば、「みんなで行けて安心です」と言う事になりました。昭和レトロのイメージの場所になっており、皆昔話に花を咲かせていたようです。お昼は、バーベキュー場に集合し、飲み食い楽しんで、とても有意義な懇親会になりました。

もう少し時間に余裕と、天候が良ければ、遊具関係ももっと楽しめたかなとちょっぴり残念です。次の研修場所も皆が楽しんで懇親出来る企画を考えますので、会員の皆様奮って参加をお願いします。

記 支部長 染矢一真



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)  
~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、いまも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

多摩支社東村山営業所/東京都東村山市栄町2-3-2(野澤久米川駅前ビル5F)  
TEL 042-397-0861

**T&D**  
T&D保険グループ

# 豆腐・トマトと青紫蘇のサラダ

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん



## 材 料

- ・ 木綿豆腐
- ・ 青紫蘇
- ・ ミニトマト
- ・ 胡麻ドレッシング

## 作り方

木綿豆腐・ミニトマト・青紫蘇を切って、お皿に盛り合わせて、ドレッシングをかけるだけ、とても簡単で、ヘルシー、おいしいです！

## 募集

### あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

#### 募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

#### 募集規程

- 写真 2950 × 2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200 ~ 400字程度  
原稿用紙でもワードでも可

#### 応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛 〒189-0014 東村山市本町1-23-6  
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



#### 掲載時期について

当会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には  
法人会の図書カードをプレゼントします。  
どしどしご応募下さい。



### 東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で  
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [282号] 令和4年8月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会  
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654  
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp  
制作：株式会社 国栄

禁  
無  
断  
転  
載